

(3) 自動運転の実装に向けた環境整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	自動運転の公道走行試験を促進するための制度等の利活用	<p>a 「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」（平成28年5月）の「6 テストドライバーに関連する自動走行システムの要件」の趣旨は、実験車両の自動走行システムが道路交通法をはじめとする関係法令を遵守することが確保できない開発段階のものであることを前提に、システムでは対応できない場面（緊急時、故障時及びシステムが機能限界に達する時）においてテストドライバーが必要な操作を行うことを求めるものであることを適切な方法で公表・周知する。</p> <p>b 「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」（令和元年9月）の「2 許可期間」について、同一場所等での実証実験を再度申請する者に対しては、過去の実証実験等により確認できる事項については、過去の申請書類の写しの提出を認める等、手続を円滑化するように周知する。また、無人自動運転移動サービスの事業化等の場合で許可の対象となる内容が明確であれば、許可期間が6か月を超える範囲とすることも可能である旨を明確化し、周知する。</p> <p>c 多様な自動運転車の研究開発及び実証実験の促進に資するよう、自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度を活用して認定された実証車両の実例について、認定を受けた事業者の権利等に配慮しつつ、公表し、取組の展開を促進する。</p>	令和2年検討開始、結論を得次第速やかに措置	a, b: 警察庁 c: 国土交通省